

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 103
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援	
小項目	(1)ひとり親家庭等への支援	
細項目	①「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」を着実に推進し、ひとり親のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親の就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子供の学習支援等を総合的に行う。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。さらに、児童扶養手当については、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図る観点から、引き続き所要の改善措置を検討する。	
該当施策名 (事業名)	ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト	
当該施策の背景・目的	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日にとりまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 199,349,165 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 207,858,123 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	平成29年度予算においては、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援(自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給)、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する予定である。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等児童家庭局家庭福祉課課	

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目標に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

○**就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

○児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年2月23日）

Iひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

I 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

II 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

III 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

IV 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

V 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S・SWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 104
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援	
小項目	(1)ひとり親家庭等への支援	
細項目	②「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」を強化し、地方公共団体の福祉事務所等におけるハローワーク相談窓口の設置拡充を進めるほか、ひとり親への専門的な相談体制を拡充する等の取組を進める。	
該当施策名 (事業名)	出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン(生活保護受給者等就労自立促進事業の一部)	
当該施策の背景・目的	平成27年12月に閣議決定された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」が示すように、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にあることから、安定した就労による自立の実現が必要となっている。こうしたことから、ハローワークにおける支援内容を知らしめ、支援策のより一層の活用を図るため、多くのひとり親が来所する児童扶養手当の現況届の提出時期にあわせ、地方公共団体にハローワークの窓口を設置することで、児童扶養手当受給者を円滑にハローワークの就労支援につなげる。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 6,247,821 千円 の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 6,357,073 千円 の内数
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	8月の児童扶養手当の現況届けの提出の時期に合わせ、地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口を設置する他、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への児童扶養手当受給者の誘導を強化する。また、キャンペーンの周知用チラシを地方公共団体から児童扶養手当受給者への郵送物に同封してもらう等、集中的に配布する。	
担当府省庁	厚生労働省	
	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課就労支援室	

出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン

課題

- 生活保護受給者等就労支援自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。

キャンペーン概要

- 8月の現況届にあわせた児童扶養手当受給者の生保事業への誘導の取組をキャンペーン化し、「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」と銘打ち、重点的な取組を展開する。
- 自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 周知用チラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的に配布。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 105
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援	
小項目	(1)ひとり親家庭等への支援	
細項目	②「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」を強化し、地方公共団体の福祉事務所等におけるハローワーク相談窓口の設置拡充を進めるほか、ひとり親への専門的な相談体制を拡充する等の取組を進める。	
該当施策名 (事業名)	ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～ (助成金の活用・拡充関係)	
当該施策の背景・目的	○結婚、育児等で離職し長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用(有期雇用)を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効である。 ○加えて、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要である。 ○また、キャリアアップ助成金の活用による正社員転換等も引き続き重要である。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 35,108,700 千円 + 81,199,039 千円の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 49,228,747 千円 + 83,642,257 千円の内数
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	平成28年度から、ひとり親について、試行的な雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。また、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。	
担当府省庁	厚生労働省	
	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課／職業安定局雇用開発部雇用開発企画課	

トライアル雇用奨励金（一般トライアルコース）について

（平成29年度要求額：38.6億円（40.7億円））

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者が、正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成

《助成額》 1人当たり月額4万円（※）（最長3か月）

※1 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり月額5万円

※2 若者認定企業の事業主が若年者（35歳未満）を試行雇用した場合、1人当たり月額5万円

※3 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父などの場合、特定求職者雇用開発助成金の第2期の併用が可能

主な対象者の例（※1）

ニート、フリーター
学卒未就職者
育児等でキャリアブランク
のある者
母子家庭の母等
生活保護受給者
日雇労働者
ホームレス など

ハローワーク

職業紹介事業者や大学等（※2）

紹介

トライアル雇用

常用雇用へ移行

企業（求人者）

※1 障害者は、障害者トライアル雇用奨励金制度を活用

※2 奨励金の取扱いに係る同意書の提出が必要

特定求職者雇用開発助成金の概要

【特定就職困難者雇用開発助成金】

高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額の助成を行う。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外			
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	60(50)万円	1年(1年)	30万円×2期（25万円×2期）
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円×4期（25万円×2期）
重度障害者等（重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者）	240(100)万円	3年(1年6か月)	40万円×6期(33万円※×3期) ※第3期の支給額は34万円
短時間労働者			
高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	40(30)万円	1年(1年)	20万円×2期（15万円×2期）
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円×4期（15万円×2期）

【高年齢者雇用開発特別奨励金】

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額の助成を行う。

対象労働者の一週間の所定労働時間	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
30時間以上の者（短時間労働者以外）	70(60)万円	1年(1年)	35万円×2期（30万円×2期）
20時間以上30時間未満の者（短時間労働者）	50(40)万円	1年(1年)	25万円×2期（20万円×2期）

【被災者雇用開発助成金】

平成23年5月2日以降、ハローワーク等の紹介により、東日本大震災に係る被災離職者等を1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額の助成を行う。

対象労働者の一週間の所定労働時間	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
30時間以上の者（短時間労働者以外）	60(50)万円	1年(1年)	30万円×2期（25万円×2期）
20時間以上30時間未満の者（短時間労働者）	40(30)万円	1年(1年)	20万円×2期（15万円×2期）

※（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間
※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう

キャリアアップ助成金について

平成29年度予算額：631億円（28年度予算額410億）

○ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的		コース名・内容	助成額※（ ）額は大企業の額、下線は新規又は拡充部分
正社員化 支援	正社員化 コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換 又は直接雇用	①有期→正規：1人当たり60万円（45万円） ②有期→無期：1人当たり30万円（22.5万円）※無期雇用への転換は、基本給を5%以上増額した場合に限る。 ③無期→正規：1人当たり30万円（22.5万円） （注）正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含む。 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり30万円（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ①：1人当たり10万円（大企業も同額）、②③：1人当たり5万円（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：1事業所当たり10万円（7.5万円）加算
	人材育成 支援	人材育成 コース 有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練（OFF-JT） ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OUT）	OFF-JT 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：訓練時間数に応じた1人当たりの額（実費を限度） （有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 15万円（10万円） 30万円（20万円） 50万円（30万円） 100時間未満の場合 10万円（7万円） 100時間以上200時間未満の場合 20万円（15万円） 200時間以上の場合 30万円（20万円） OUT 実施助成：1h当たり800円（700円）
処遇改善 支援	賃金規定等改定 コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の 賃金規定等を改定し、2%以上増額	①全ての賃金規定等改定：1人～3人：10万円（7.5万円） 4人～6人：20万円（15万円） 7人～10人：30万円（20万円） 11人～100人：3万円（2万円）×人数 ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定： 1人～3人：5万円（3.5万円） 4人～6人：10万円（7.5万円） 7人～10人：15万円（10万円） 11人～100人：1.5万円（1万円）×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算 ＜拡充（28年度補正（制度要求中））＞ ※ 中小企業において3%以上増額した場合、全ての賃金規定等改定：1人当たり1.5万円、 雇用形態別・職種別の賃金規定等改定：1人当たり8千円を加算
	健康診断制度 コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施	1事業所当たり40万円（30万円）
	賃金規定等共通化 コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり60万円（45万円）
	諸手当制度共通化 （仮称）コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用	1事業所当たり40万円（30万円）
	選択的適用拡大 導入時処遇改善 （仮称）コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施 ※法改正することが前提（継続審議）	1人当たり 3%以上：2万円（1.5万円） 5%以上：4万円（3万円） 7%以上：5万円（3.5万円） 10%以上：8万円（6万円） 14%以上：10万円（7.5万円）
短時間労働者 労働時間延長 コース	短時間労働者 労働時間延長 コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用	1人当たり20万円（15万円） ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時の処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間～4時間延長でも助成 1時間以上：4万円（3万円） 2時間以上：8万円（6万円） 3時間以上：12万円（9万円） 4時間以上：16万円（12万円）

※ 生産性要件を満たした場合は1.2倍の額を、満たさない場合は0.95倍の額とする。